

事務連絡
令和6年5月7日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部健康安全課長

規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成31年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正が行われ、このうち、墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「構造規格」という。）については令和4年1月1日をもって経過措置期間が終了し、令和4年1月2日から完全適用されています。

厚生労働省においては、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買取試験を実施していますが、今般、買取試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないことが判明したため、下記2のURLにおいて公表しております。

貴団体におかれましても、傘下の会員等に対して、下記1の墜落制止用器具の使用に当たって留意すべき事項の周知を徹底いただくとともに、墜落制止用器具の適切な使用につきまして、御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 墜落制止用器具の使用に当たって留意すべき事項

構造規格第9条には、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示すべきことが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種別、最大の自由落下距離、使用可能な重量及び落下距離を表示すべきことが定められています。

使用に当たっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。適切な表示がない製品は、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので、使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告してください。



- 2 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について
(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39470.html
(QR コード)

